

横須賀市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第2号の規定に基づき生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、貧困の連鎖を防止することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とし、当該事業の運営については、特定非営利活動法人等の市長が適当と認める団体（以下「運営者」という。）に対し、委託して実施する。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に在住している者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 横須賀市立中学校に在籍する第2学年又は第3学年の生徒で、全日制高等学校進学を希望する者
- (2) 横須賀市就学援助費交付要綱（平成25年4月1日制定）に基づき就学援助費の交付の決定を受けている世帯に属する者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（本市が保護する者に限る。）
- (3) 事業を利用することが適当であると市長が認める者

(事業内容)

第4条 事業は、対象者各人の学習の習熟状況及び希望に応じて必要な学習に関する支援を行うものとし、第2学年の生徒については当該年度の10月から3月までの間、第3学年の生徒については当該年度の5月から2月までの間に支援を実施するものとする。

(実施方法)

第5条 運営者は、次に掲げる実施方法に基づき、事業を実施するものとする。

- (1) 事業の企画・運営、講師の募集・選定、資料及び教材の作成、日時調整等の管理を行うコーディネーターを各地区（本市の区域を分けて定める区域をいう。）1名以上設置する。
- (2) 生活困窮世帯学習支援事業利用者名簿を作成し、適正に管理する。
- (3) 本市に対して、毎月10日までに前月における事業活動を報告する。

(実施場所)

第6条 事業は、原則として、市が指定する市内の公共施設において実施するものとする。ただし、事前に市が承認した場合に限り、運営者は当該運営者が管理する市内の施設で実施することができる。

(利用申請)

第7条 事業の利用を希望する者の保護者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定め

る学習支援申込書又は学習支援申込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を市長に提出するものとする。

(利用決定)

第8条 前条の規定による申請があつた場合は、市長は、事業の利用の適否を審査し、適当と判断される場合はその結果を市長が別に定める学習支援利用承認決定通知書により申請者に通知するものとする。

(利用料等)

第9条 事業の利用に要する対象者の負担は、無料とする。ただし、参考図書等の教材費、交通費その他の事業の利用に要する実費は、対象者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。